

第1節

障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等に係る施策

1. 啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報の基本的な方針

「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）の掲げる「共生社会」の実現を図るためには、その理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する国民の理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を推進することとしている。

第2次計画の後期5か年計画においては、「共生社会」の周知度について、世代全体及び20代の若者に係る周知度を50%とする数値目標を掲げていた。内閣府が平成24年7月に実施した調査では、世代全体が40.9%、20歳代が34.8%にとどまったものの5年前よりいずれも増加しているが、より一層の理解推進を図ることとしている。

(2) 障害者週間

国では、「障害者基本法」を踏まえ、障害及び障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間も含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。

ア 心の輪を広げる障害者理解促進事業

内閣府では、各都道府県・指定都市との共催により、将来を担う若者への啓発・広報活

動の一環として、全国の小・中学生等から、障害のある人とのふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として実施している。平成26年度は、作文4,063編、ポスター1,290点の応募があり、この中から内閣総理大臣賞として作文3編及びポスター2点が選ばれ、東京で表彰された。本事業では、ポスター部門の最優秀作品を原画とした「障害者週間のポスター」を作成し、全国の駅等に掲示するとともに、入賞作品集を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布する等して、障害のある人への理解促進を図っている。入賞作品については内閣府ホームページに掲載している。

イ 平成26年度における「障害者週間」行事

平成26年度の「障害者週間」行事については、内閣府を中心に、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁、障害者関係団体、企業等の協力の下、「障害者週間」の期間を通じて東京を中心に各地において、多彩な行事を実施した。

東京では、12月3日に「障害者フォーラム2014」を開催し、第1部では「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰、第2部では、「障害者権利条約を批准して」をテーマに基調講演とパネルディスカッションを行った。また、障害のある人に関する様々なテーマについて関係団体等が交替で連続して行う「障害者週間連続セミナー」を開催した。平成26年度のセミナーにおいては、障害者雇用、発達障害等について、講演やパネルディスカッション等を実施した。

このほか、「障害者週間のポスター」等の原画展を東京で開催した。

また、国、地方公共団体、民間の関係団体等において、地方運輸局等におけるバリアフ

リー教室等をはじめとして、それぞれ独自の行事や啓発・広報活動が積極的に行われた。

(3) その他の週間・月間等

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

10月27日から11月2日までの「第62回精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会をはじめとする諸行事が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、人権啓発活動の年間強調事項でもある「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」を強調事項として掲げ、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で講演会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の啓発・広報活動が実施された。

平成19年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省

では、毎年、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。平成26年度においては、「共に支え合うー一人ひとりのつながりが大きな輪に一」をテーマとしたシンポジウムを平成27年4月4日に開催した。

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者の表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。平成26年度においては、6団体を表彰した。



さわられるレプリカ展示の様子

■ 図表4-1 平成26年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

○内閣総理大臣表彰

和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会・和歌山県立博物館 和歌山県和歌山市(和歌山県推薦)	視覚障害者が展示物の感覚的なイメージを掴み、情報を得ることを容易にするため、市民団体・工業高校・盲学校等と連携し、施設活性化事業実行委員会を設立して検討を重ね、解説文や写真図版の上に点訳と作品の輪郭等を重ねた、「さわって読む図録」や立体(3D)プリンタを使用した「さわれるレプリカ」を作成して展示・公開を行うこと等により、博物館展示のユニバーサルデザイン化を進展させる取組を行っている。
---	---

○内閣府特命担当大臣表彰優良賞

藤野 稔寛 殿 徳島県徳島市(厚生労働省推薦)	盲学校教諭として授業を行う傍ら、授業で使う教材を作成するため、図形点訳ソフト「エーデル」を開発し、フリーソフトとして提供。以来20年以上に亘り改良を続けている。 「エーデル」は誰もが簡単なパソコン操作で精密な点図を作成し、点字プリンタで大量に印刷することが可能なソフトであり、理数系図書の図やグラフ、地図、絵本の点訳等、全国の盲学校等で普及・利用されている。
株式会社 電制 北海道江別市(北海道推薦)	喉頭癌等の病気で声帯を失い、声を出すことが出来ない人のための発声補助機器である「電気式人工喉頭」の研究開発に産学官で取り組み、国内で初めて製品化。その後も、ユーザーの要望分析結果を大学や公的機関にフィードバックして、新たな産学官の共同研究を推進することにより、抑揚が制御できる人工喉頭の実用化や会話中に両手が自由に使えるハンズフリー型人工喉頭の開発、喉頭摘出以外の発話困難者も幅広く支援することを目指した音声生成アプリ等の新たな技術の創出に繋がっている。
日本ブラインドサッカー協会 東京都新宿区(東京都推薦)	ブラインドサッカー(視覚障害者サッカー)の普及・啓発活動の一環として、子供を主な対象とした体験プログラム「スポ育プロジェクト」に取り組んでいる。 都内を中心に全国の小中学校、高等学校の学校カリキュラムに沿って、子供達がアイマスクをして障害者と共に友達の声やボールの音を頼りに走り、ボールを蹴る体験をすることで、障害者への理解や多様な個性の尊重、コミュニケーションの重要性への気づきを与えるきっかけとなっている。

○内閣府特命担当大臣表彰奨励賞

大口町立大口南小学校 愛知県丹羽郡大口町(愛知県推薦)	回遊性の高い校舎の中心には図書館・ふれあい階段(階段教室)で構成されるメディアセンターを配置し、学校の至る所で異学年交流や地域の人々とのふれあいができ、人とのつながりを学べる場所づくりを行っている。また、学校支援を行う地域の方々が集う「地域ボランティア室」を子供達の授業も行う和室と併用して、学校教育の環境づくりを、日常的に地域の人々と一緒に行っており、子供達はもとより誰もが使いやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインを徹底した「人にやさしい」学校となっている。
てまるプロジェクト 岩手県滝沢市(岩手県推薦)	介護食器でありながら普通の食器と変わらない、或いはそれ以上の美しさ、質の高さを備え、料理をより美味しく見せることで、単に栄養摂取の行為になりがちな介護食事を食事本来の喜び・楽しみの時間に変え、心の充足感をもたらす食器を開発。食事における器の重要性について一般に広く認知してもらうため、各地で講演を行うなど、ユニバーサルデザインの器の普及に取り組んでいる。

資料：内閣府

平成26年度障害者週間行事

1. 「障害者フォーラム2014」

日時：平成26年12月3日（水）13時から17時
会場：中央合同庁舎第8号館1階講堂（東京都千代田区）

第1部 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」最優秀賞受賞者の表彰式

障害のある人に対する理解を促進するため、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」最優

秀賞受賞者の表彰と受賞者による作文の朗読。
最優秀賞受賞者（内閣総理大臣賞）

「心の輪を広げる体験作文」	小学生部門： 宮川 幸音
	中学生部門： 小原 拓登
「障害者週間のポスター」	高校生・一般部門： 大東 啓子
	小学生部門： 両角 藍 中学生部門： 石渡 智樹



最優秀賞受賞者の表彰



「作文」・「ポスター」最優秀賞受賞者

第2部 「障害者週間」記念シンポジウム

「障害者権利条約を批准して」を全体テーマに、条約の批准を祝いその意義を確認するとともに、条約履行や障害者差別解消法に関する期待や課題について理解を深める機会とするシンポジウムを開催。

○基調講演

〈講師〉

石川 准 障害者政策委員会委員長／
静岡県立大学教授

○パネルディスカッション

〈コーディネーター〉

尾上 浩二 内閣府障害者制度改革担当
室政策企画調査官

〈コメンテーター〉

石川 准

〈パネリスト〉

青木 志帆 兵庫県弁護士会

明石 洋子 一般社団法人川崎市自閉症
協会代表理事

山崎 泰広 元パラリンピック水泳選手
／株式会社アクセスインターナショナル代表



「障害者週間」記念シンポジウム

平成26年度障害者週間行事

2. 「障害者週間のポスター」原画展

日時：平成26年12月4日（木）～10日（水）
会場：有楽町朝日ホール11階ギャラリー（東京都千代田区）
内容：全国の小・中学校等から公募した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の優秀作品の原画を展示。



3. 障害者週間連続セミナー

日時：平成26年12月5日（金）～6日（土）
会場：有楽町朝日ホール11階スクエア（東京都千代田区）
内容：障害者週間行事の一環として、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナーを主催する団体に会場を提供し、障害及び障害者に関する国民の理解を促進するため、連続してセミナーを実施。

12月5日（金）

- ① 発達障害者の雇用を促進するために～一般高校、大学の卒業生等に対する支援の在り方について～
主催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ② 感動をみんなのものに～映画を通して障害のある人とまざる社会を考える～
主催：特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター
- ③ “若年脳損傷者”を生きる
主催：若年脳損傷者ネットワーク

④ 発達障害とその課題

主催：一般社団法人日本発達障害ネットワーク

12月6日（土）

- ① 「失語症を知って下さい」～失語症者の生活を支えるために～
主催：特定非営利活動法人全国失語症友の会連合会
- ② 障害福祉の現場で働くこと～社会福祉士の実践から～
主催：公益社団法人日本社会福祉士会
- ③ 真に「人」に役に立つロボット介護機器開発の動向
主催：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- ④ オストメイトとトイレ
主催：公益社団法人日本オストミー協会
- ⑤ 精神障害を持つ方の「住まい」と「暮らし」を街の中で～障害者権利条約と精神保健福祉法の示す未来～
主催：特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会

平成26年度障害者週間行事

4. 障害者週間の広報

内閣府では、啓発・広報事業として、全国の小中学生から募集した「障害者週間のポスター」の中から最優秀作品を図案化した啓発ポスターを作成、配布しており、平成26年度は、小・中学校、駅等に27,000枚を掲示した。

また、政府広報等を活用した広報・啓発活動を行い「障害者週間」の周知を図るとともに、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図った。



(5) 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

平成24年5月に設置された「障害者政策委員会」は全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、平成26年度においても積極的な情報提供に配慮している。

具体的には、毎回の会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信として、動画、音声、手話及び要約筆記の文字情報により一定期間提供している。これに加え、会議資料を当日の会議開始前に内閣府のホームページに掲載し、終了した会議については議事録を掲載している。

また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点字訳の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記

の提供、磁気ループの敷設などの配慮を講じている。

内閣府障害者施策ホームページ

内閣府のホームページでは、上記に加えて「障害者白書」を掲載するとともに、「障害者施策関係予算の概要」、「都道府県・指定都市における障害者施策関係単独事業の実施状況」等について毎年調査し、公表している。また、障害者施策に関する資料、基礎データ、調査、「心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター」作品集など意識啓発に関する情報なども掲載している。

2. 福祉教育等の推進

(1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、すべての幼児児童生徒の社会性や豊かな

人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられる。

このため、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける旨が規定されるとともに、障害者基本法において交流及び共同学習の推進が明記されていることなども踏まえ、今後ともその一層の推進を図ることとしている。

(2) 地域住民への啓発・広報

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、その幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

また、社会教育施設における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉知識の普及・啓発を行っている。

3. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。障害者施策推進本部（旧本部）の下「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を発行、内閣府ホームページにも掲載している。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採

用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対する各種研修においては、障害のある人に対する理解を含む人権全般に関する講義及び精神障害のある人に関する知識を深める講義や、精神障害のある人等が入所する施設の見学を実施する等、職員の経験や業務内容に応じた研修を行うことにより、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

4. ボランティア活動の推進

(1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

(2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動

振興センター」では、「全国ボランティアフェスティバル」の開催などのボランティア活動等に関する啓発・広報活動、情報提供、研修事業等を実施している。

内閣府では、社会活動の中心的担い手となるリーダーを育成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施している。

このプログラムは、障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの3分野において社会活動に携わる日本の青年を海外に派遣するとともに、海外の民間組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして相互に交流することにより、我が国の社会活動の中核を担う青年リーダーの育成と各国、各分野間のネットワークの形成を図るものである。

このうち障害者関連分野については、平成26年度は、10月に日本青年9名（団長含む）を英国に派遣し、翌27年2月にデンマーク、ドイツ及び英国の青年リーダー計10名を日本に招へいした。

派遣プログラムでは、日本参加青年は「英国における社会モデルにみられる当事者・地域のエンパワメントと当事者の自己表現・自己決定を促進する仕組みを学び、日本において誰もが主体的にかかわれる地域づくりに向けて積極的に働きかける」をテーマに英国を訪問した。在英国日本国大使館において英国の障害者福祉制度の概要について講義を受けた後、内閣府市民社会庁及び障害問題担当局

を訪れ、それぞれの役割について説明を受け意見交換を行った。ロンドン及びリーズの2都市において、当事者が活動する障害者人権擁護団体、障害者支援チャリティ団体や国内外にネットワークを持つ中間支援組織、障害者就労・自立支援団体、障害のある子供のための余暇活動施設、などを訪問・視察し、そこで活動する青年達との意見交換を通じて、障害のある人一人一人のニーズをかなえる自立支援の在り方と、日本の状況に適した実践への活用方法についての考察を深めた。

招へいプログラムでは、外国参加青年は、東京で別途公募により参加した日本青年とともに「NPOマネジメントフォーラム（合宿型ディスカッション）」を行った。

その後、和歌山県を訪問し、県の障害福祉施策についての説明を受けるとともに、様々なNPOを誘致し障害者の交流促進を行う商店街や障害者に対する自立・就労支援施設、カフェ・レストランの経営を通じて障害者の社会参画支援及び街の活性化に取り組む団体などを視察し、意見交換を行った。

また、和歌山県のプログラムの総括として「障害者の社会参加を促進する意識改革の実践～地域の特性をいかした協働の視点から考える～」をテーマに障害児・者支援に携わる人々と外国参加青年がディスカッションを行うセミナーを実施した。



英国を訪問（市民社会庁における講義と質疑応答）



和歌山県を訪問（施設訪問）